

マンションの一住戸を改修して多人数の居住の用に供する  
事案に係る情報提供の依頼について

平成25年7月12日  
住宅局建築指導課

標記の件について、別添のとおり、一般社団法人マンション管理業協会並びに公益財団法人マンション管理センターあて 依頼通知しましたのでお知らせします。

(問い合わせ先)

国土交通省住宅局建築指導課

企画専門官 小野田 吉純 (内線39564)

係長 岩瀬 基彦 (内線39525)

TEL 03-5253-8111(代表)、03-5253-8933(夜間直通)、FAX 03-5253-1630

国住指第 1341 号  
平成 25 年 7 月 12 日

一般社団法人マンション管理業協会 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

マンションの一住戸を改修して多人数の居住の用に供する  
事案に係る情報提供の依頼について

マンションの一住戸を改修して多人数の居住の用に供する事案が確認されています。こうした改修をした建築物は、窓その他の開口部の面積、防火上主要な間仕切り壁の構造等について建築基準法違反の疑いがあることから、国土交通省では、必要な情報収集を行うとともに、特定行政庁に対し違反物件の是正指導等を要請しているところです。

つきましては、貴協会会員の管理受託マンションにおいて、このような事案に該当する疑いがあるとして、専有部分の改修に係る承認申請の審査等についての相談を管理組合より受けた場合などには、建築基準法違反となる可能性があることを当該管理組合に伝えるとともに、このような事案を把握した場合には、管理組合と協議の上、改修工事の計画、当該改修工事に関与した建築士、建設業者等の名称等を含め、当該事案について、当該マンションを所管する特定行政庁に管理組合又は管理会社より情報提供されるようお願いいたします。

なお、管理組合との協議の際には、別紙(略)の通り、「多人数の居住実態がありながら防火関係規定等の建築基準法違反の疑いのある建築物に関する対策について」(平成 25 年 6 月 10 日付け国住指 657 号国土交通省住宅局建築指導課長通知)が都道府県を通じて特定行政庁に通知されていることも、貴協会会員より当該管理組合に対し、適宜合わせてお知らせされるよう申し添えます。

国住指第 1342 号  
平成25年7月12日

公益財団法人マンション管理センター 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

マンションの一住戸を改修して多人数の居住の用に供する  
事案に係る情報提供の依頼について

マンションの一住戸を改修して多人数の居住の用に供する事案が確認されています。こうした改修をした建築物は、窓その他の開口部の面積、防火上主要な間仕切り壁の構造等について建築基準法違反の疑いがあることから、国土交通省では、必要な情報収集を行うとともに、特定行政庁に対し違反物件の是正指導等を要請しているところです。

つきましては、貴団体の会員又は支部組織等におかれては、このような事案に関する相談等を管理組合等から受けた場合には、建築基準法違反となる可能性があることを当該管理組合等に伝えるとともに、このような事案を把握した場合には、改修工事の計画、当該改修工事に関与した建築士、建設業者等の名称等を含め、当該事案について、当該マンションを所管する特定行政庁に情報提供されるようお願いいたします。

なお、別紙(略)の通り、「多人数の居住実態がありながら防火関係規定等の建築基準法違反の疑いのある建築物に関する対策について」(平成25年6月10日付け国住指657号国土交通省住宅局建築指導課長通知)が都道府県を通じて特定行政庁に通知されているので、申し添えます。